かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

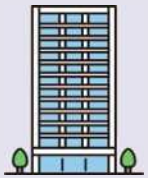
〇慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
〇都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
〇都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告対象医療機関

①　かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の有無・内容
（第30条の18の４第１項）
＜報告項目イメージ＞
１：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
２：１を有する場合、
(1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)在宅医療、(4)介護等との連携、(5)その他厚生労働省令で定める機能



都道府県

②　報告の内容
（第30条の18の４第７項）

③　都道府県の確認

④確認結果

公表

2(1)～(4)等の機能の確保に係る体制を確認(※)。
（第30条の18の４第２項）

・体制に変更があった場合は、再度報告・確認
（第30条の18の４第４項）

⑤確認結果の報告
（第30条の18の４第３項、第５項）





外来医療に関する地域の協議の場

⑥　地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討（第30条の18の５）

具体的方策の例
◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
◆地域の医療機関間の連携の強化　など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の内容を考慮。
※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦協議結果

公表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の４第６項等)